

国民年金保険料 後納制度のご案内

後納制度とは、時効により納めることができない期間の未納分国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの期間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する保険料額

後納する保険料額は、政令で定める額を加算した額となります。

また、後納が可能な期間のうち、最も古い月分から順番に納めていただくこととなります。

ご利用いただける方

- 5年以内に国民年金保険料を納め忘れた期間がある方
- 5年以内に年金未加入の期間がある方

※60歳以上で老齢基礎年金を受給している方は申し込みできません。

平成30年度中に後納する場合の1か月分の保険料額（円）

対象年度	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成25年度	15,040	540	15,580
平成26年度	15,250	340	15,590
平成27年度	15,590	170	15,760
平成28年度	16,260	0	16,260
平成29年度	16,490	0	16,490

手続き方法

「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。

9月30日(日)までに、申請し、納付をしていただく必要があります。

申し込み後、日本年金機構から郵送で納付書が届きますが、納付期限が9月30日(日)です。ご希望の方はお早めにお申し出ください。

追納と後納の違い

追納制度とは、保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間について、後から納付することが可能な制度です。

過去に免除を受けた部分について納めるのか(追納)、未納になってしまっている部分について納めるのか(後納)によって制度が異なり、遡って納付ができる期間も異なります。

いずれの制度をご利用いただく場合でも、申請先は年金事務所もしくは市民課保険年金グループになります。

追納についての注意事項

- 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。
- (例)平成21年4月分の免除を受けている場合は平成31年4月末までに納付をする必要があります。

● 追納は、古い期間の免除分から申請をしていただきます。

● 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

時効について

納付期限より2年を経過すると時効により納めることができなくなります。

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

アルバイトの労働条件を確かめよう!

学生の皆さん、アルバイトを始めるときには、様々なトラブルに巻き込まれないためにも必ず労働条件通知書等で労働条件を確かめましょう。

労働条件の明示、賃金の適正な支払、休憩時間の付与等労働基準関係法令を遵守し、学生の本文は学業であること、を事業主が理解しておくなど、学業とアルバイトの適正な形での両立への配慮が必要です。

栃木労働局や各労働基準監督署、総合労働相談コーナーでは若者相談コーナーを設置し、学生からの相談に重点的に対応していますのでご利用ください。

夜間休日における労働条件相談ホットライン

☎0120(811)610
月・金曜日
午後5時～10時

土・日曜日

午前9時～午後9時

問い合わせ先

栃木労働局雇用環境・均等

室
☎0288(633)2795

